

自治体DX推進計画改定に向けて

地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に
係る検討会（第40回）事務局資料
令和8年8月31日

自治体DX推進計画改定に向けて

- 前回の検討会において、自治体DX推進計画における重点取組事項の進捗状況を確認。
- 本日の検討会では、自治体DX推進計画改定に向けて、計画に関する総務省重点施策、また、データのあり方についてご議論いただきたい。

議題及びスケジュール（案）

5月

第39回自治体DX検討会

自治体DX推進計画における重点取組事項の進捗状況等

8月

第40回自治体DX検討会

・自治体DX推進計画における総務省重点施策、データのあり方について意見交換

計画改定素案に対する意見照会

第41回自治体DX検討会

・自治体DX計画改定案

自治体DX計画の改定・公表（年度内）

1. 自治体AX／DXの推進

2. サイバーセキュリティ

3. 人材確保

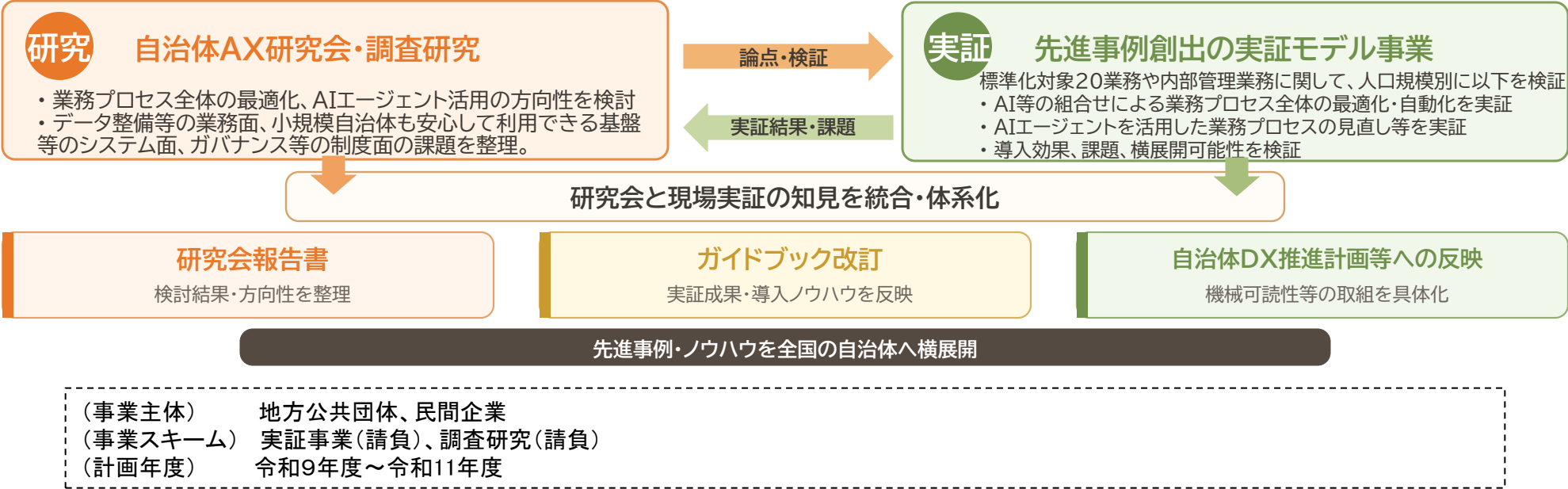
4. データのあり方(データの機械可読性等について)

自治体DX推進計画改定に向けた意見交換

①自治体AX/DXの推進

自治体AX/DX推進事業

- 先進事例創出の実証モデル事業
 - ・ 現在は自治体がAIを業務プロセスの一部で活用するに留まっているが、今後は業務全体の最適化につなげていく必要。
 - ・ そのため、AI等のデジタル技術の組合せによる業務プロセス全体の自動化、さらにAIエージェントの導入に向けた実証モデル事業を推進。
- 自治体AX推進に向けた調査研究
 - ・ 自治体AXに関するノウハウ等を提供し、横展開を図るためのガイドブック等を改訂。
 - ・ AIガバナンスやデータ整備などの課題の把握・検証等に関する調査研究を実施。



地方自治体におけるAIトランスフォーメーションに関する研究会(自治体AX研究会)について

1. 開催趣旨

○ 地方自治体における人手不足が深刻化する中、急速に進展するAI等のデジタル技術の時宜に適った活用 の在り方について検討を行うことを目的として研究会を開催する。

2. 構成員等

(令和8年7月9日時点)

【構成員10名】(◎:座長)

◎須 藤 修	東京大学名誉教授 中央大学ELSIセンター・アドバイザー
青 木 尚 美	東京大学大学院公共政策学研究部教授
飯 尾 武 俊	浜松市企画調整部 デジタル・スマートシティ推進担当部長
伊 藤 正 樹	一宮市総務部長
碓 井 洋 寿	当別町企画部デジタル都市推進課主幹
大 屋 雄 裕	慶應義塾大学法学部教授
柴 山 吉 報	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
庄 司 昌 彦	武蔵大学社会学部教授
成 原 慧	九州大学法学研究院准教授
吉 岡 幹 仁	神戸市企画調整局デジタル戦略部長

【幹事2名】

楠 正 憲	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ統括官
平 池 栄 一	総務省行政管理局長

【オブザーバー】

個人情報保護委員会事務局
総務省自治行政局住民制度課
総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室
厚生労働省社会・援護局保護課
地方公共団体情報システム機構
全国知事会、全国市長会、全国町村会

3. スケジュール

第1回 (令和8年7月9日)	キックオフ	自治体AX研究会の目的、趣旨、進め方等を確認
第2回 (令和8年9月頃)	事例発表①	ルールベースAI、機械学習型AI、生成AI等の実用化された技術の利用事例を自治体・民間企業から聴取 国における生成AI活用の動向
第3回 (令和8年10月頃)	事例発表②	AIエージェント等の先進事例を自治体・民間企業から聴取 個人情報保護制度の動向
第4回 (令和8年12月頃)	論点整理	事例発表等を踏まえ、業務面、システム面、制度面の観点から、自治体のAXを進めるための論点を議論 実証フィールドの進捗状況及び今後の取組概要を報告
第5回 (令和9年2月頃)	中間報告	令和9年度夏頃の研究会報告書の取りまとめに向けた中間報告書案を議論

将来的に自治体における人手不足が深刻化し、AIによる業務の構造変革が期待される中、急速に進展するAI等のデジタル技術の時宜に適った活用の在り方について検討を行う。

1. 主な検討内容

- AIはその特性や用途に応じて自治体の現場で活用されており、それらの事例を分析することで、最適な活用のあり方を検討する。併せて、特定の業務フローでAI等のデジタル技術の実証を行い、その実証フィールドの現場から抽出されたメタベースの課題や可能性について検討を加える。
- また、自治体において様々な業務がAI等のデジタル技術によって代替・補助され、今後はAIエージェントによる自律的な処理等も予想される中、自治体業務の構造変革の可能性を展望する。
- その上で、自治体の業務を横断したAI活用を念頭に、業務、システム、制度といった視点から、次のような項目について、AIによる業務の構造変革について一定の論点整理を行う。
 - ・ 特定の業務で実証を行ったAI等のデジタル技術について、作業単位(タスク単位)でマッピングを行い、他の業務にどのように横展開することができるか(業務面の課題)。
 - ・ ガバメントAI「源内」で使用するデータセットの一部について自治体が検索等可能な生成AI機能を試験提供する実証が今後行われる中、AI-Readyな環境整備も含め、小規模自治体でも利用しやすい共通基盤は如何にあるべきか(システム面の課題)。
 - ・ AI等のデジタル技術の活用を進めるに当たっての制度的な課題は何か。また、作業単位で業務の再構成が行われる場合、制度にどのような影響を及ぼし得るか(制度面の課題)。

2. スケジュール

令和8年7月に研究会を立ち上げ、5回開催し、年度末までに中間のとりまとめを行う。

- 研究会と、地方自治体の協力を得て行う実証フィールドを両輪として、自治体AIの利活用推進に必要なことを整理する。

【研究会】

- AIに関する知見を有する有識者等を交えた研究会において、
 - ・実証フィールドで確認された課題のうち、既存の法令・制度の解釈、改正に及ぶ論点等について検討や実証フィールドで検証を行った手続・業務でのAIの活用も含めたマッピングを行う。
 - ・また、AIによる代替・補助の他業務への展開(小規模自治体でも利用できる共通基盤や、全国の地方自治体への展開方法など)、業務横断でのAIエージェントの活用、制度所管省庁におけるAI-Readyな制度設計を行う構造等の議論を行う。

【実証フィールド】

- 自治体業務の標準化によって業務フローやデータレイアウトの統一化が進んだことを活かし、まずは従来のDXでは依然残る作業負担を軽減するため、地方自治体の実証フィールドにおいて、窓口を起点とした一連の業務(主に標準化対象20事務)の一部について、AIによる代替・補助による業務の効率化・自動化の可能性について検討を行う。効率化・自動化の方策はデータ連携等も想定。
- 具体的には、
 - ・今年度、実証フィールドにおいて、自治体職員、伴走支援事業者、AI事業者、関係府省等で業務フローの分析を行い、AIによる代替・補助を導入したフローを作成、実証した上で、作業の特性とAI機能の親和性について一定のマッピングを目指す。
 - ・来年度は、対象業務や実証フィールドを拡大して、マッピングした考え方のあてはめや、更なるAIの代替や補助の可能性を検討。複数の地方自治体における実装を目指す。

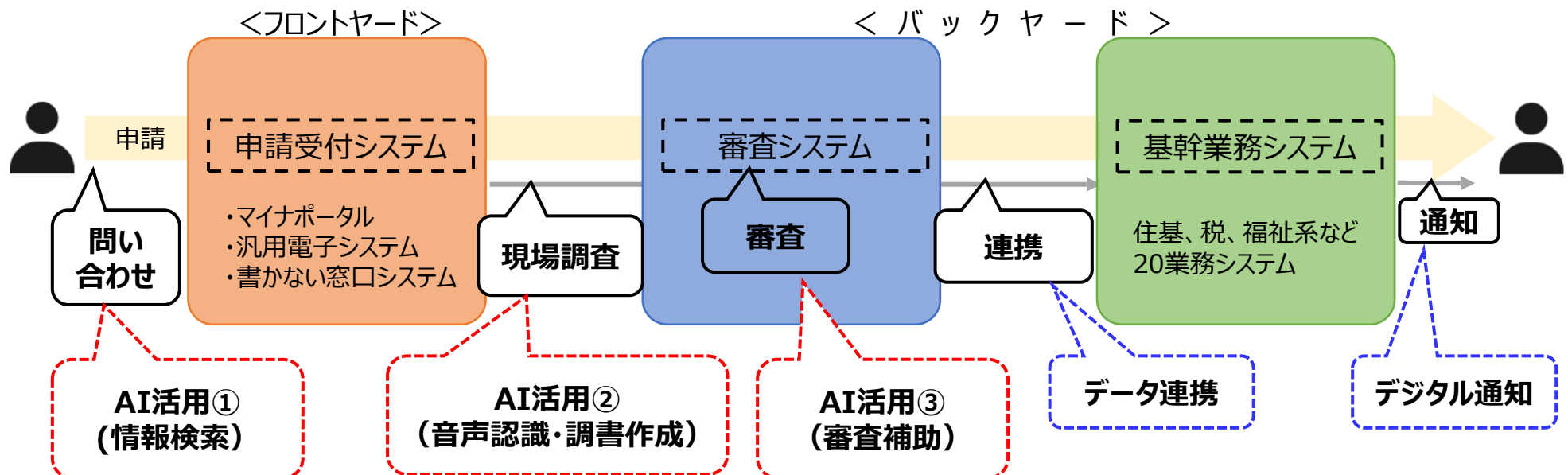
令和8年度実証フィールドのイメージ (手続フロー全体へのAI等の活用)

第1回自治体AX研究会資料
(令和8年7月9日)

- 研究会における議論に加え、住民が最初に行政と接点を持つ窓口業務を起点とした一連の業務において、実証フィールドでの検証を実施し、その成果を研究会において報告する。

実証範囲

- 手続フローの分析により、1手続フローの開始(申請)から終了(通知)までの一連の手続フローの中で、負担が残っている作業を特定し、AIの活用(赤点線)又はデータ連携等の他のデジタルツールの活用(青点線)をすとし、実証を行う。
- 例えば以下の赤点線3カ所の作業部分でのAIの活用が考えられる場合、1カ所の活用手法について既の実証又は実装を行っている事例がある場合は、その事例を参考にすることも考える。その場合、前後の作業との連続する形で定めることが重要(例:データの連携の口の仕様を定めるなど)。



- 人工知能(AI)はその歴史の中で、ルールベース、機械学習、生成AIと進化してきたところであり、それぞれの特性や用途に応じて自治体の現場で活用されている。
- 一方、自律的なAI、いわゆるAIエージェントの活用が民間企業で始まっており、自治体における活用や管理のあり方が問われつつある。

過去 → 第3次AIブーム (2000年代～) → 第4次AIブーム (2022年頃～) → 未来				
	ルールベース	機械学習	生成AI	AIエージェント
機能	事前に定めたルールに基づいて探索と推論を実施	データから自動的にパターンやルールを学習	指示に基づいてテキスト、画像、音声等を自動生成	特定の目標を達成するため、環境を感知し自律的に行動
活用事例	保育所入所選考の自動マッチングにより、希望を考慮した割り当てを実施（さいたま市）	航空写真分析で家屋の異動候補を抽出し、固定資産税の課税対象を把握（埼玉県川越市）	福祉相談業務で最適な支援メニュー提案や記録作成を行い、支援の質を向上（茨城県）	顧客管理を行う中で最適な商品・サービスを選定し、営業メールを送信（民間企業）



自治体DX推進計画改定に向けた意見交換

②サイバーセキュリティ対策

地方公共団体サイバーセキュリティ確保支援事業等

- 地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策の強化に向けて、人材・ノウハウ・基盤等の共有化・集团的対応を実施。



1. サイバーセキュリティ対策総合相談窓口の創設

サプライチェーン・リスク対策を含む多様なセキュリティ上の課題に対する、相談窓口として、総務省に「サイバーセキュリティ対策総合相談窓口」を設置する。

2. 重大インシデントレスポンス専門家チーム派遣制度の創設

重大インシデント発生時に、国から地方公共団体等へセキュリティ専門家を派遣する仕組みを創設し、地方公共団体全体のインシデント対応力の強化を図る。

3. サイバーセキュリティ人材の育成

地方公共団体における専門職員の不足等を踏まえ、各団体で中核となるサイバーセキュリティ人材を効果的、効率的に育成する。

4. ゼロトラストアーキテクチャの考え方の共同実装に向けた検証

複数の地方公共団体においてゼロトラストアーキテクチャ基盤を構築した上で、コスト低減効果、運用方法、セキュリティの有効性等について検証を行う。

5. 自治体情報セキュリティクラウドの更新

都道府県が構築した自治体情報セキュリティクラウドの更新に要する経費について、国庫補助を行うことで、都道府県における円滑な更新を促進する。

令和9年度要求額 55.4億円（うち、「強く豊かな日本」投資枠 54.3億円）
(令和8年度予算額 81百万円、令和7年度補正予算額 40.3億円)

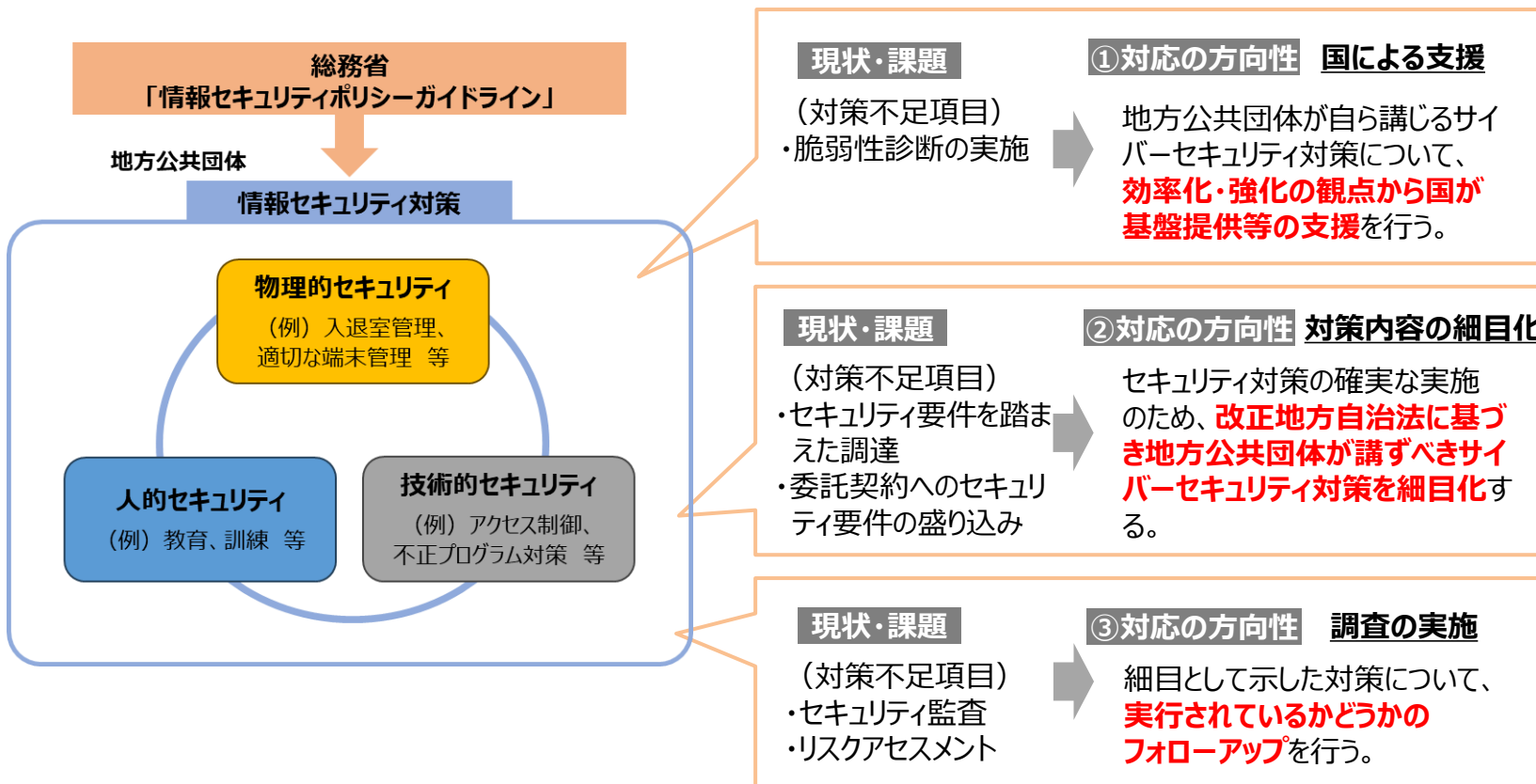
(事業主体) 国、地方公共団体
(事業スキーム) 委託、補助事業等

- R6地方自治法の改正によって、サイバーセキュリティに係る必要な措置の実施義務と、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定義務は措置済み。
- 現在、総務省は技術的助言としてガイドラインを示し、各地方公共団体においては、最低限のサイバーセキュリティ対策は実施済み。一方で、重要な事項でも実施率が低い項目がある状況。

【参考】地方自治法

§244の5② 普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たつて、サイバーセキュリティ（略）の確保、個人情報の保護その他の当該情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。

§244の6① 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たつてのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。



- ・ R8.4月
支援策及び実効性確保の方策等について検討会でとりまとめ
- ・ R8.6月
対策内容を示す省令の制定・公布 (R9.7.1施行)

実効性確保に向けた3つの施策

① 団体単独では導入・運用が困難な**高度かつ専門的サービス**等、国等が一括して行うことのメリットを十分に享受できる分野において、**積極的に支援**。

② 地方自治法に基づき、**地方公共団体が講ずべきサイバーセキュリティ対策について、細目化**。

③ 実施状況を**調査・評価**し、十分に**フォローアップ**する。

主な内容

【国等による支援】

- ✓ **重大インシデントレスポンス専門家チーム**の派遣制度化
- ✓ **サプライチェーン・リスク対策**も含めた相談を受け付ける**相談窓口の設置**
- ✓ **地方版脆弱性診断システム（ASM）の基盤整備**
- ✓ 自治大学校・J-LISにおける**教育訓練等の充実**
- ✓ サイバーセキュリティ対策に係る**地方財政措置の拡充** 等

【都道府県による支援】

- ✓ 監査人等を含めた、サイバーセキュリティの**専門人材の確保・派遣等の人的な支援**等

主な内容

- ✓ 地方自治法§244条の5②に規定する法律上の義務の解釈として自ずと導かれる**根幹かつ基本的な対策事項について、省令で規定**。

§244条の5② 普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たって、サイバーセキュリティ（略）の確保、個人情報の保護その他の当該**情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない**。

- ✓ 喫緊の課題である**サプライチェーン・リスク対策**についても、細目化と併せて**ガイドライン・通知等で可能な限り詳細な事項を示す**。

主な内容

- ✓ システム化による実施状況調査の効率化、地方公共団体の負担軽減。
- ✓ 実施状況の**フィードバック**を通じて、**セキュリティレベルの向上**につなげる。

地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策の細目化について

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄） ※ R6改正後

第十一章 情報システム

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十四条の五 普通地方公共団体は、その事務を処理するに当たつて、事務の種類及び内容に応じ、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、情報システムを有効に利用するとともに、他の普通地方公共団体又は国と協力して当該事務の処理に係る情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならない。

2 普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たつて、**サイバーセキュリティ**（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次条第一項において同じ。）**の確保、個人情報の保護その他の当該情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。**

○ R6地方自治法の改正によって**サイバーセキュリティに係る必要な措置の実施義務**が措置された。

○ 従来、総務省では**技術的助言としてガイドライン**を示し、各地方公共団体においては、**最低限のサイバーセキュリティ対策は実施済み**だが、一方で、**重要な事項でも実施率が低い項目がある**状況。

○ 地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第80号）

- セキュリティ対策の確実な実施のため、**改正地方自治法に基づき地方公共団体が講ずべきサイバーセキュリティ対策を細目化。**
- **あわせて、喫緊の課題であるサプライチェーン・リスク対策の内容等について助言。**

公布通知（「地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布等について」（令和8年6月26日、総行サ第42号））

第1 必要な措置に関する事項

1. 組織体制
2. 情報資産の分類と管理
3. 物理的セキュリティ
4. 人的セキュリティ
5. 技術的セキュリティ
6. 運用
7. 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用
8. 評価・見直し

第2 施行期日 令和9年7月1日

第3 経過措置

改正規則の際現に存する情報システム等及び現に実施されている業務委託については、なお従前の例による。

別紙1 情報システム等のサプライチェーン・リスク対策について

1. サプライチェーン・リスク対策の必要性等
2. サプライチェーン・リスク対策を講じることが必要な情報資産の範囲
3. 新規則に規定するサプライチェーン・リスク対策
4. 適切なサプライチェーン・リスク対策の実施方法
5. 総務省において設置予定の総合相談窓口について
6. その他

別紙2 情報システム等の脆弱性診断について

地方版アタックサーフェスマネジメント（ASM）システムの構築・実証事業

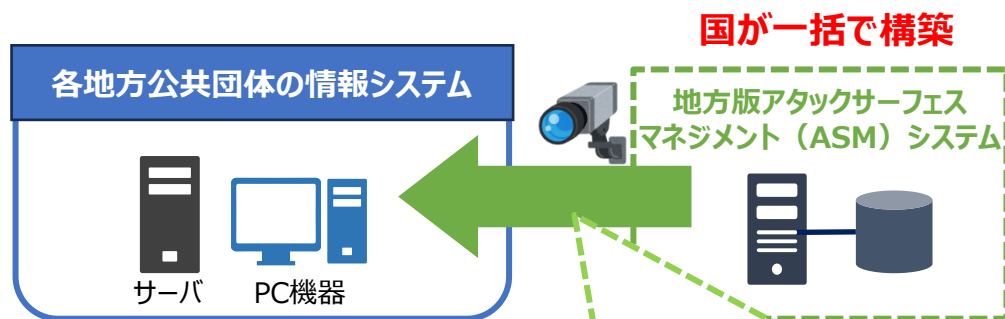
- サイバー攻撃の対象が、外部からアクセス可能なIT資産に変化していることを踏まえ、**すべての地方公共団体が利用可能な地方版アタックサーフェスマネジメント（ASM）システムを令和8年度に構築し、その効果を実証。**

事業イメージ

- 地方版アタックサーフェスマネジメント（ASM）システムを用いて、**各地方公共団体のIT資産の脆弱性を攻撃者目線で評価**することで、リスク対策を効率的・効果的に推進。
- **国が一括で構築**することで、各団体のIT資産の脆弱性**情報を収集**可能となり、これらの情報をもとに、各地方公共団体の**リスクを把握**し、国及び都道府県がサイバーセキュリティ対策の支援のための情報として活用。

地方公共団体の情報システムをスキャン

集約した情報の分析及び事例の横展開



地方版アタックサーフェスマネジメント（ASM）システムで対応可能なこと

- 未把握のIT資産（サーバ、PC機器、ネットワーク機器等）の発見
- 脆弱性や設定ミス等の検出
- IT資産が有する脆弱性の評価
- 等

スキャン結果の分析



リスク対策の検討

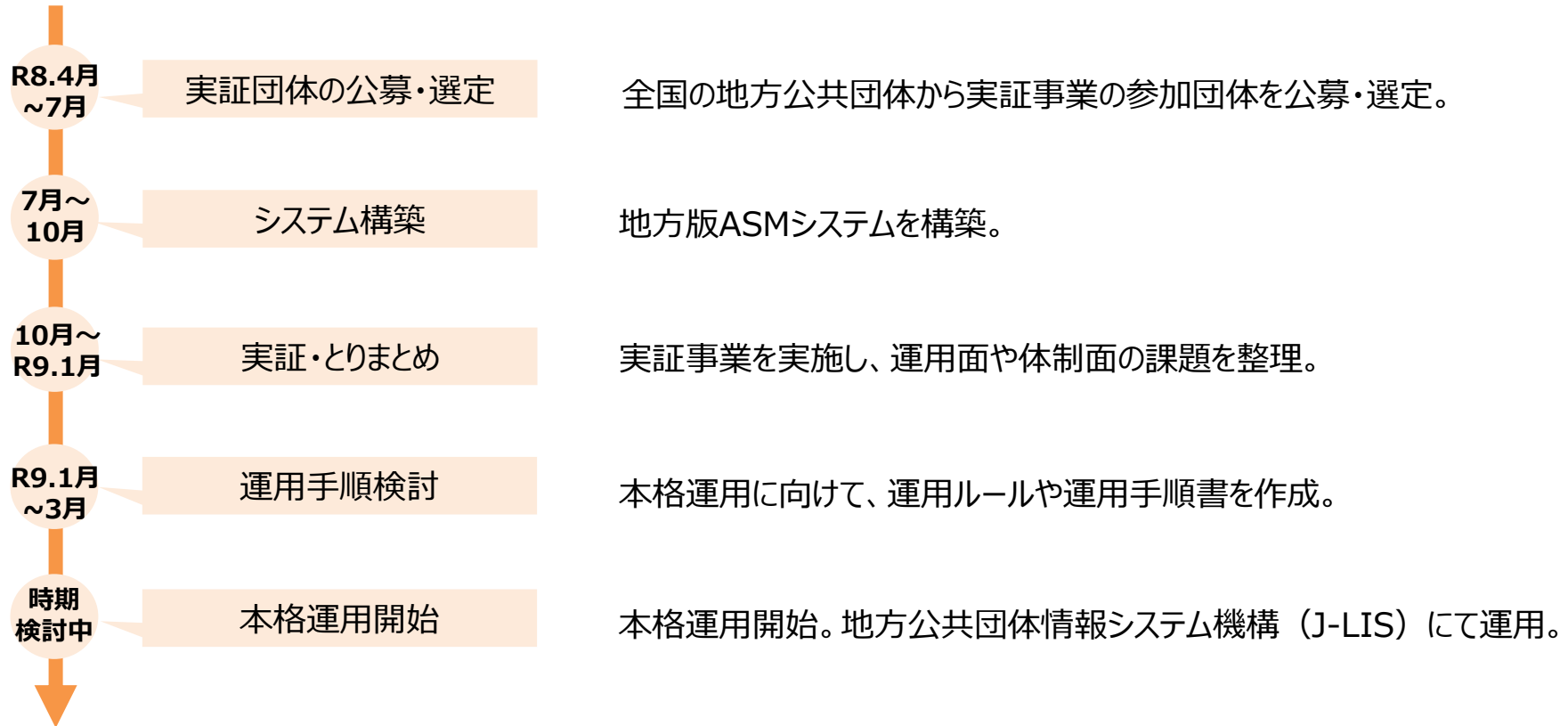


- 地方版ASMシステムによる収集結果は、地方公共団体あてに共有され、それぞれの団体において、収集結果を分析し、リスク対策を検討する。また、自治体の対応について、適切なフォローを行う。

地方版ASMシステムの構築・実証事業のスケジュール

- 令和9年度（早ければ令和8年度中）の地方版ASMシステムの本格運用に向けて、令和8年度において、以下のスケジュールのとおり、構築・実証事業を実施。

スケジュール

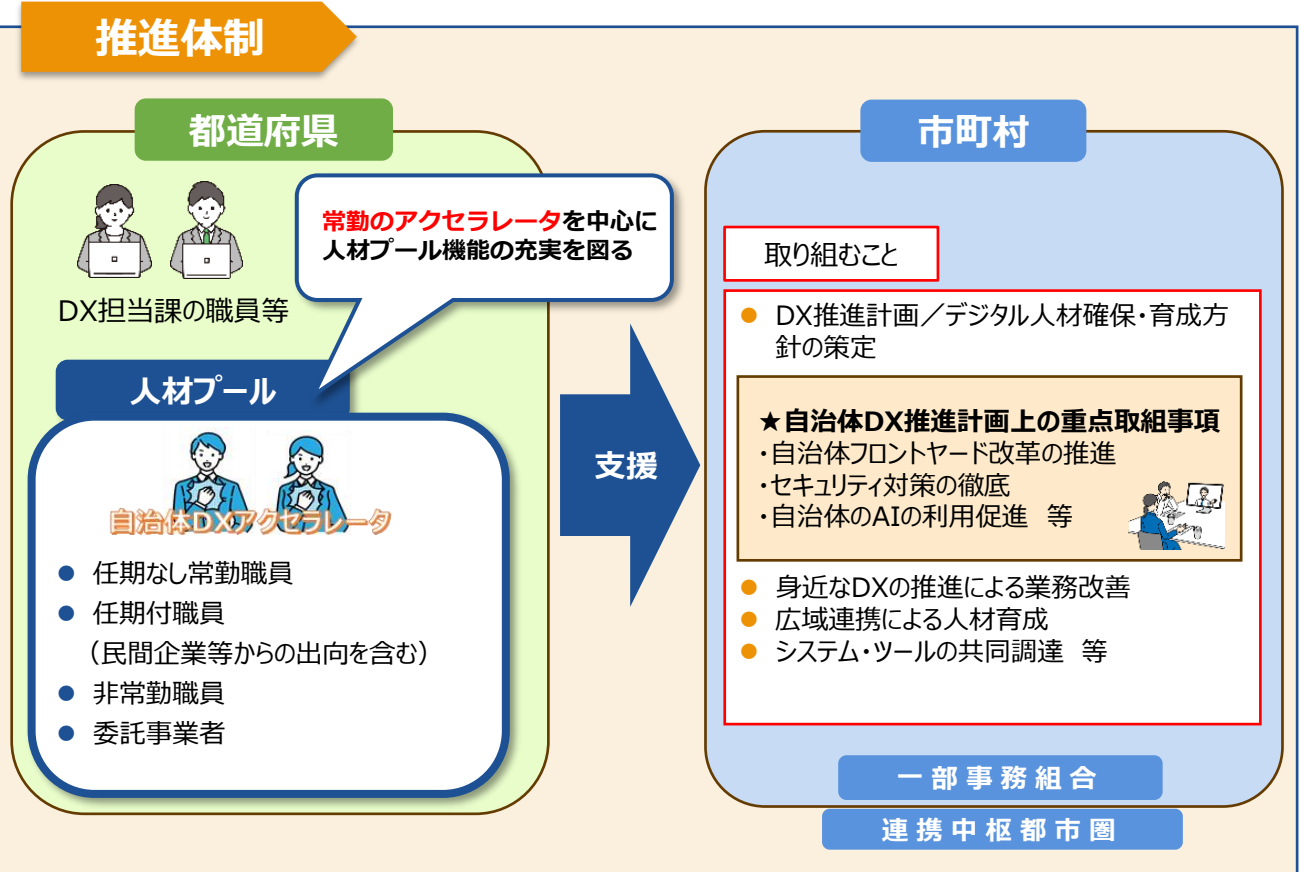


自治体DX推進計画改定に向けた意見交換

③自治体AX/DX人材確保

自治体AX／DX人材確保支援事業

- 都道府県が確保した自治体DXアクセラレータによる市町村のAX／DX支援を促進するため、各都道府県の現状を踏まえ、AX／DX推進体制の充実・強化に向けた支援を実施。



具体的な施策内容

- 各都道府県のAX／DX推進体制の充実・強化に向け、各地域の実態を把握した上で、課題を抱える団体への支援や優良事例の横展開を行うとともに、研修等を通じてアクセラレータが自治体AX／DXの推進役として活躍できる環境整備を実施する。

(事業主体) 国
(事業スキーム) 調査研究(請負)

都道府県と市町村が連携したDX推進体制と人材プール機能の確保

- 全国的な自治体DX推進のため、**都道府県が管内市町村と連携したDX推進体制**を構築し、
その中で、**都道府県が市町村支援のためのデジタル専門人材のプール機能を確保**する取組を推進
- 総務省としても、必要なノウハウの提供をはじめ、各都道府県における取組推進を総合的にサポート

推進体制

推進体制に
必要な4つの機能

①市町村との会議体設置

②ヒアリング等を通じ市町村
の現状・課題を把握

③市町村支援のために一定
の専門人材を確保

④システム共同調達など推進
体制下での取組テーマを設定

都道府県

DX担当課の職員等

常勤アクセラレータ
を中心に充実を図る

人材プール

自治体DXアクセラレータ

任期なし常勤職員

任期付職員

非常勤職員

委託事業者

派遣・
支援

市町村

取り組むこと

DX推進リーダー・
アクセラレータ
を中心に取り組む

●DX推進計画策定

■重点取組事項

- ・自治体フロントヤード改革の推進
- ・地方公共団体情報システムの標準化
- ・公金収納におけるeL-QRの活用
- ・マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- ・セキュリティ対策の徹底
- ・自治体のAIの利用促進
- ・テレワークの推進
- 等

- 身近なDXの推進による業務改善
- 広域連携による人材育成
- システム・ツールの共同調達
- 等



CIO補佐官

DX推進リーダー

一部事務組合

連携中枢都市圏

総務省による取組支援

【人材確保・育成のノウハウ提供】

- ①DX推進体制の構築に向けた**伴走支援**
- ②「**ガイドブック**」「**参考事例集**」
- ③自治大学校等関係機関での研修

【人材確保支援】自治体の採用活動を広報

【アドバイザー派遣】

- ①**DXアドバイザー**
(主に自治体DX、
地方公共団体金融機構と共同)
- ②**地域情報化アドバイザー**
(主に地域社会DX分野)

【財政措置】

- ①都道府県等による市町村支援のデジタル人材確保に要する経費、
市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費、
DX推進リーダー育成経費について**特別交付税措置**
- ②令和7年度から、アクセラレータのうち**常勤職員の人件費**
について**普通交付税措置**

都道府県と市町村の連携によるDX推進体制の構築

- 令和6年1月19日、総務大臣書簡を発出し、都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築・拡充を要請
- 市町村支援のための人材プール機能の確保に向け、令和7年度から、デジタル分野での一定の実務経験・スキルを持つ人材を「自治体DXアクセラレータ」として任命
- 令和7年度末時点、**全ての都道府県において一定の推進体制を構築**。今後は**推進体制のより一層の強化と活用促進**を図る。

推進体制の構築状況

①～④の全ての機能を揃え、
推進体制を構築しているのは**47団体**（令和7年度末時点）

①市町村との会議体等を設置

R5 43団体 → **R6 47団体**

②ヒアリング等を通じ市町村の現状・課題を把握

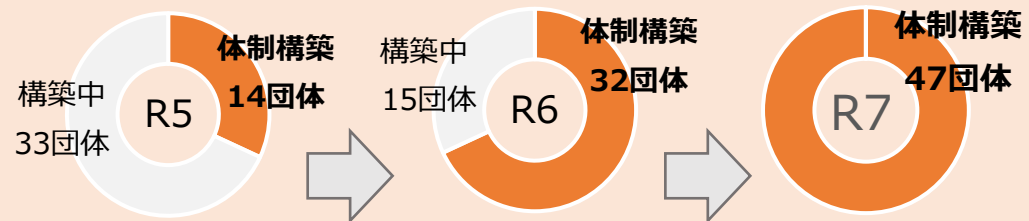
R5 38団体 → R6 43団体 → **R7 47団体**

③市町村支援のために一定の専門人材を確保

R5 26団体 → R6 38団体 → **R7 47団体**

④システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定

R5 27団体 → R6 45団体 → **R7 47団体**



◆ アクセラレータ数 **127名（41団体）**（R8.7.31時点 速報値）

✓ 推進体制や市町村支援のための人材プール機能の**強化・活用促進**に向け、伴走支援や人材供給源確保などにより、デジタル人材確保やDX推進の取組を**総合的に支援**

自治体DXアクセラレータの要件

都道府県が任用し、**市町村DX支援**を主たる業務とする職員のうち、以下のいずれかを満たす者。

- ① 民間企業、地方公共団体等において**デジタル分野に係る実務経験を5年以上**有すること。
- ② **IPAが実施する高度試験（レベル4相当）**のいずれかに合格していること。
- ③ ①②と同等以上の知見を有すること。

デジタル技術を活用した業務改革などシステムユーザー側の経験も含む。

自治体DX推進計画改定に向けた意見交換

④データのあり方（データの機械可読性等について）

オープンデータ基本指針の概要

（令和6年7月5日デジタル社会推進会議幹事会決定）

平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」において、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定された。本文書は、これまでの取組を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザイン^{（注1）}の考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針をまとめたものである。

1. オープンデータの意義

- （1）国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化
- （2）行政の高度化・効率化
- （3）透明性・信頼の向上

2. オープンデータの定義

- （1）営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- （2）機械判読に適したもの
- （3）無償で利用できるもの

3. オープンデータに関する基本的ルール

- （1）公開するデータの範囲・・・各府省庁が保有するデータは、原則オープンデータとして公開。公開することが適当でない公共データは、公開できない理由を原則開示するとともに、限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」といった手法も積極的に活用する。
- （2）公開データの二次利用に関するルール・・・各府省庁は原則、公共データ利用規約を適用する。地方公共団体での適用も推奨する。
- （3）公開環境・・・「各府省庁にしか提供できないデータ」、「様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータ」、または「リアルタイム性を有するデータ」等の有用なデータについては社会的ニーズが高いと想定されるため、積極的な公開を図る。
- （4）公開データの形式等・・・構造化しやすいデータは機械判読に適した構造及びデータ形式^{（注2）}で掲載することを原則とし、データの内容についても品質評価に係る指標等を参考に、より活用がしやすい形態での公開に努める。また、構造化が困難なデータを含む全ての公開データは検索やAPI利用が容易になるよう、標準的なメタ情報を付加するとともに、データカタログサイトの利用等、メタ情報公開に向けた環境の整備に努める。その際、DX等に取り組む中での業務見直し等により極力手作業を発生させず、スムーズに公開データを作成できるようにすることが望ましい。

4. オープンデータの公開・活用を促す仕組み

- （1）オープンデータ・バイ・デザインの推進・・・行政手続き及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置を講じる。
- （2）利用者ニーズの反映・・・利用者ニーズを把握の上、ニーズに即した形で公開する。

5. 推進体制

- （1）相談窓口の設置・・・総合的な相談窓口（デジタル庁）・相談窓口（各府省庁）を設置する。
- （2）推進体制・・・デジタル庁は、政府全体のオープンデータに関する企画立案・総合調整、各施策のレビュー、フォローアップ等を実施する。

6. 地方公共団体、独法、事業者における取組

- （1）地方公共団体・・・官民データ法の趣旨及び本基本指針を踏まえて推進する。
- （2）独立行政法人・・・国費によって運営されていること又は実施している事業や研究があることに鑑み、基本指針に準拠して取組を推進することが望ましい。
- （3）公益事業分野の事業者・・・その公益性に鑑み、本基本指針及び利用者ニーズを踏まえて推進することが望ましい。

（注1）公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。（注2）CSV、XML、JSON、RDF、Markdown等。

- 「行政データにおける機械可読性に関するルール」※により、**AI・データ利活用を推進するため、各省庁が作成するデータ**について、**機械可読性を担保するための具体的なルール**が示されている。なお、本ルールは**Rules as a Codeの取組**として、デジタル庁WEBサイトにおいて、**CSV形式とJSON形式で公開**されている。
- ※ 令和8年3月31日各府省庁DX推進連絡会議・デジタル社会推進会議幹事会決定

行政データにおける機械可読性に関するルール（ポイント）

- ・データ整形にかかるコストを減らし、AI・データ利活用を推進するため、行政データの機械可読性を担保するルールを整備
(データ利活用制度の在り方に関する基本方針(令和7年6月13日閣議決定)、人工知能基本計画(令和7年12月23日閣議決定)等)
- ・国の行政機関が今後作成するテーブルデータ（オープンデータ）を対象
- ・各府省の取組を促すに際し、3段階の水準を設定して順次取組

レベル	基準	具体的なルール	
レベル1	閲覧・転記可能 表形式データとして最低限の機械処理が可能	・ファイル形式はExcelかCSVとする ・1シート（ファイル）に複数の表を掲載しない ・データが分断されていないようにする ・データ本体と無関係な情報は含まない ・すべての列に意味が推測できる項目名を入れる ・スペースや改行等で体裁を整えない ・1セル1データとする ・機種依存文字を使用しない	・空白とゼロが明確に区別されている ・オブジェクトを使用しない ・書式でデータの違いを表現しない ・セルの結合をしない ・不要な行や列は非表示のまま残さない ・1行1データで表現する ・文字列にカンマが含まれているフィールドの値をダブルコーテーション（"）で囲む
レベル2	集計・分析可能 統計的な集計・分析作業が前処理なしで即座に実施可能	・数値データは数値属性とし、文字列を含まない ・データ内での項目名等の省略をしない ・各列が一意に識別可能な項目名を持つこと	・選択肢回答を標準化する ・選択肢列と「その他」の詳細記入を分離する ・数式を使用している場合は数値データに修正する
レベル3	連携・自動化可能 異なるデータセット間での結合・比較分析、プログラムによる自動処理が可能	・項目名行から始まり、次行からデータ入力とする ・回答のコード表は別添とする ・数値データの同一列内に特殊記号（秘匿等）を使用する場合はその定義を明記する ・データの単位を記載する ・時間軸の表記は標準化する	・地域コード又は正式な地域名称を表記する ・年によりフォーマットが著しく異ならないようにする ・データの定義や更新履歴を記載する ・データは縦持ち形式とする

背景資料10 機械可読（公的統計における取組）

第Ⅱ期基本計画＜平成26年3月閣議決定＞

- **API機能の提供**、地図で見る統計（統計GIS）の充実等の技術的研究の推進
- API機能提供のためのデータ登録に関して、各府省支援の観点から、**（独）統計センターの専門的な技術・知見を活用**できるよう措置

第Ⅲ期基本計画＜令和2年6月閣議決定＞

- 一般統計調査の結果、業務統計等を含めた**統計データのe-Stat登録推進、機械可読形式でのデータ提供拡充**、API機能が利用可能な**データベースへの登録**を進める
- 「統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法」（令和2年12月統計企画会議申し合わせ、以下「**e-Stat掲載ルール**」）を策定
 - ✓ 適用範囲：各府省庁が政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する結果表（既に**データベース<DB>形式**として対応している結果表は除く）
 - ✓ 主な内容：1セル1データ、改行やセル結合で体裁を整えない、データの単位記載、時間軸コード・地域コードの表記等のデータの記述方法に関する約30のチェック項目

第Ⅳ期基本計画＜令和5年3月閣議決定＞

- 業務統計等も含めた統計データのe-Stat登録推進、メタデータ整備、機械可読形式でのデータ提供、API機能対応、e-Statやその他関連システムの利便性・操作性向上、機能改善を推進

オープンデータ及び機械可読向上に取り組む自治体の取組例

静岡県オープンデータ作成の手引書をまとめました

2022年2月25日

静岡県は、オープンデータの公開を促進するため、オープンデータ作成の手引書をまとめました。

公開データの選定やデータ作成時における技術的指針などについて記載しておりますので、本手引書を参考に、積極的なオープンデータの作成及び公開をお願いいたします。

※公開の手順については、各自治体等の手順に従ってください。

[静岡県オープンデータ作成の手引.pdf \(PDF 3.1MB\)](#)

3 表形式データに関する指針

(1) 表形式データに適したファイル形式

表形式のデータについては、仕様が公開され、国際的に標準化された形式である **CSV** で提供することとしてください。また、同様に国際的に標準化されている形式である OpenDocument Format (.ods) や Office Open Xml (.xlsx) も使用可能とします。

(2) 表形式データを作成する際の基本原則

機械判読に適した表形式データを作成するため、以下の原則に従ってください。

基本原則（表形式データ）

- 原則1：1つのデータセット（ファイル）は1つのテーブル（表）のみで構成する。
- 原則2：ヘッダ（項目名）は1行のみで構成する。
- 原則3：セルの結合を行わない。
- 原則4：データの値がない場合以外はセルを空白にしない。
- 原則5：データ以外の情報（注釈など）を含めない。
- 原則6：セル内の文字列にスペース・改行・カンマなどを含めない。
- 原則7：年の値は西暦表記にする。
- 原則8：データの単位を明記する。
- 原則9：データセットに地方公共団体や法人名を示すフィールドが含まれる場合、コードを示すフィールドを併記する。

4 文書形式データに関する指針

(1) 文書形式データに適したファイル形式

文字を主な構成要素とした文書データ（一部図表を使用したものも含む）を作成する際は、仕様が公開され、標準化された形式である **Office Open XML 形式 (.docx)** や **OpenDocument Format (.odt)** を使用してください。

文字列のみで構成されるデータの場合は、テキスト形式 (.txt) でも構いません。

また、HTML や XML のようなマークアップ言語（文章の構造や修飾情報などを文章中に記述するコンピュータ言語）を用いたファイルを用いてデータを提供することも可能です。

(2) 文書形式データを作成する際の基本原則

機械判読に適した表形式データを作成するため、以下の原則に従ってください。

基本原則（文書形式データ）

- 原則1：プログラムが明確に文章の構造を認識できる形式で記述する。
- 原則2：整形のための符号や文字等を文章内に含めない。
- 原則3：文章内に図表を含める場合、元となった表形式データを添付する。

23 データ利活用の職階別研修を受講必須とした人材育成【茨城県つくば市】



➤ 「データで市民を豊かにするまちの推進」等のため、職層に合わせた必修のデータ利活用研修を組み込み、継続的に研修を実施できる体制を構築し、“データリテラシー”のある人材を育成

事業効果



- 庁内でのデータ活用への意識の醸成につながっている。（令和4-6年度の主査級研修後アンケートにおいて、9割以上の職員が「データの価値や活用に対する理解が深まった」、「業務上でデータ利活用を進めたいと思う」と回答）
- データ活用に関する相談が増加し、庁内におけるデータの利活用が進んでいる。

事業の概要

- データ利活用研修を人事課作成の研修計画に組み込み、一定の職層になると必ず受ける研修に位置づけ。
- **実務職は利活用ツールを使える・利活用に適したデータを理解できる、管理職はデータ利活用の重要性や必要性を理解し職員による利活用の動きをバックアップできる**ようになることを主眼に研修を設計。
- 2030年までには約2,000人の全職員が受講することを目標に取組中。

[データ利活用研修の内容] 出典元: <https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/joho/1008026/1008220/1008122.html>

**R7.10
主事級・主任級
(72名)**

<第1部 オープンデータを見据えた理解への第一歩>

オープンデータについて学習し、データの重要性と活用のメリットを理解する。

<第2部 データ利活用事例と取り組み方>

データ利活用に関する国等の動向について学び、可視化・分析事例を知ること、業務におけるデータ利活用の意識を醸成する。

**R7.10~11
主査級
(44名)**

<第1部 機械判読性のある（使いやすい）データの作成>

普段取り扱ひの多い文書形式で保管されているデータを、分析や可視化しやすくするために機械可読性のあるデータに作り変え、さらにGIS（地理情報システム）で可視化することで、利活用に必要なデータの在り方や作り方について理解する。

<第2部 データを活用した課題解決プロセスの体験>

グループに分かれ、与えられた課題の解決に当たり、どのようなデータをどのように使う（可視化や統計分析）ことができるかを検討する。
その後、実際にデータをGISで可視化を行い、新たな気づきや知見を得るなど、課題に対して解決策を導くプロセスを体験する。

**R7.7
管理職職員
(19名)**

<第1部【講義】庁内データ利用の活性化をめざして>

庁内で日々構築・更新されている様々なデータはそのほとんどが特定の業務のためだけに利用されている。保有しているデータの有用性を理解し、データが有効である場面で、積極的に活用できるような業務体制の構築の必要性について、データ活用の観点から理解する。

<第2部【ワークショップ】データトリアージ研修>

庁内で保有する様々なデータについて、オープンデータ、庁内限定、担当部署限定などの公開範囲を少人数のグループでディスカッションすることを通して、行政データの取扱いに関する考えを見直す機会とする。

FAXに関する国の動き①

・行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて【令和2年5月18日 第6回規制改革推進会議 資料2】

新型コロナウイルスの感染防止が課題となる中で、テレワークを推進するとともにデジタル時代に向けた行政手続等の見直しを行うため、日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟から、テレワークの障害となる規制・制度等についての緊急要望を受けた。要望事項は多岐にわたるものであるが、1. 行政手続に関するものと、2. 民間の商慣行等による手続に関するものとに分けて、整理したうえで（略）以下のような対応方針で臨んではどうか。（略）

1. 行政手続に関するもの

（略）まずは、現下のコロナ危機を踏まえた緊急対応について、主な手続類型ごとに、下記の実行方針に従い、見直しの考え方を示した上で、各府省に再検討を求めることとしてはどうか。（略）

・行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）【令和2年5月22日 規制改革推進会議議長】

（略）各府省には、厳しい現状を踏まえ、徹底した見直しに取り組んでいただくことをお願いします。そのため、下記に基づき、あらためて、経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての再検討を行うことを依頼します。

1. 書面主義の見直しの基準について

（2）オンライン手続が提供されていない行政手続等について

【緊急対応】各府省から、個人・企業等に対して送付（郵送、FAX）する書類についても、eメールでの送付を希望しない者を除いて、eメール（文書をPDF等で添付）での送付を行う。

・地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて【令和2年7月7日 総務省自治行政局長】

（略）今般、別紙のとおり、規制改革推進会議資料の内容を踏まえ、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに係る留意事項を整理しました。各地方公共団体においては、この留意事項を参考として、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

（別紙）地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに係る留意事項について

2 地方公共団体が独自に実施する手続について

（略）各地方公共団体において、規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1（1）から（3）まで」を参考として、国の取組に準じた対応を実施することが考えられる。

FAXに関する国の動き②

・各府省の業務・手続におけるFAXの利用廃止について（依頼）【令和3年6月7日 内閣官房行政改革推進本部事務局】

（略）FAXを利用した業務・手続については、出勤が前提となっているため、テレワークの推進を阻害する要因の一つとなっているほか、オンライン化により一層の効率化を進める必要があります。

このため、テレワークの推進や業務効率化を図る観点から、各府省の業務・手続においてFAXの利用を廃止していくことが重要と考えております。

各府省におかれては、①災害対応に関する業務・手続及び②国民、事業者等からFAXによる提出を現に受け付けているため、当面の間はFAXの利用の存続が必要な業務・手続を除き（略）FAXの利用を廃止し、電子メール等を利用した業務・手続に切り替えいただくようお願いします。

・各府省の業務・手続におけるFAXの利用廃止について（追加連絡）【令和3年6月25日 内閣官房行政改革推進本部事務局】

（略）引き続きFAXの利用が必要と考えられるものを以下のとおり再整理しましたので、お知らせします。

- ① 危機管理に関する業務・手続、非常時対応に関する業務・手続
- ② 国民、事業者等との間でFAXによる送受信を現に行っているため、当面の間はFAXの利用の存続が必要な業務・手続
- ③ 各府省又は地方公共団体における事情（セキュリティの確保又は通信環境）からFAXの利用が必要な業務・手続
- ④ 民事裁判手続に関する業務・手続（当面の間）
- ⑤ 新聞記事のクリッピングサービスにおけるFAXの利用

なお、上記①から⑤までの業務・手続についても、各府省において、テレワークの推進及び業務効率化の推進を図るため、利用実績等を踏まえて、引き続き積極的な見直しを検討いただきますようお願いします。

FAXに関する取組事例①(地方公共団体)

- **一宮市においては、FAX利用の原則100%削減を目指すことを宣言。**例えば、指定介護機関に関する申請、生活保護受給者向けの介護サービス利用票等の提出については、**原則として電子申請システムにて受付**としている。

2025年6月24日定例市長記者会見 「FAXやめ（ていき）ます宣言」を行います！



ページID 1067211

更新日 2025年6月24日

印刷

報道発表日 2025年6月24日

FAXやめ（ていき）ます宣言

一宮市役所は2030（令和12）年度までに、FAX利用の原則100%削減を目指します

一宮市役所では、全庁を挙げてDXに取り組んでおり、デジタルを活用したペーパーレスな業務手順へ見直しを行うことで、作業の合理化・効率化を図っています。

アクションプラン

1. 段階的に、毎年度約20%ずつ削減していく（5年後には100%削減）
※毎年度の削減については「回線数」と「使用ペーパー枚数」により、進捗率を測定する
2. 市ウェブサイトにはFAX番号を掲載しない
3. 職員の名刺にはFAX番号を記載しない

19-3. 電子申請システムの利用について

一宮市役所ではデジタル活用による作業の合理化・効率化を進めており、2030年度までにFAX利用の原則100%削減を目指す「FAXやめ（ていき）ます宣言」を行いました。

生活福祉課においても、2026年度よりFAXの利用を廃止することに伴い、指定介護機関に関する申請や、生活保護受給者向けの介護サービス利用票等の提出については、原則として電子申請システムにて受付をいたします。

今後は郵送・持参による書類提出も可能ですが、できる限り電子申請システムをご利用くださいますよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

・電子申請システム

指定介護機関に関する申請について

URL : <https://logoform.jp/f/394gO>



介護サービス利用票の提出について

URL : <https://logoform.jp/f/Ndhvo>



FAXに関する取組事例②(地方公共団体)

- 青森県庁において、2024年7月から2025年3月まで、知事部局において以下の取組を実施。
- ①FAX以外の手段で代替可能なものは、メールなどへ速やかに置き換える。県の内部方針等の改正が必要なものについても、改正手続きを進め置き換え
 - ②相手方がFAXでなければ対応できないものは、県側のFAX機の機能を活用し、県側の送受信のペーパーレスを徹底

県庁業務の「ゼロFAX」を推進します

災害時における対応など、やむを得ない場合を除いて
県側の送受信の電子化・ペーパーレス化を進めます

《期待される効果》

- ・ 庁内のペーパーレス化の推進
- ・ 行政手続きのオンライン化の推進
- ・ 時間や場所に捉われない多様な働き方の推進など

県庁業務の「ゼロFAX」推進

1 FAX以外の手段で代替可能なもの ▶ メールなどへ速やかに置換え
但し、県の内部方針等の改正が必要なものについては、改正手続き後に置換え

2 相手方（事業者・団体等）がFAXで
なければ対応できないもの
▶ 県側FAX機の機能活用により、
県側の送受信のペーパーレスを徹底

使用
継続

災害時における対応など、FAXの使用
がやむを得ないと認められるもの